

令和7年度

関東地区知的障害者福祉協会会長・事務局長会議

「中央情勢報告」

(公財) 日本知的障害者福祉協会政策委員会 副委員長

白石孝之

資料

社会保障審議会障害者部会（第144回）
こども家庭審議会障害児支援部会（第9回）

R6. 12. 23

参考資料 1

令和6年11月13日財政制度等審議会
財政制度分科会提出資料抜粋

社 会 保 障

財務省

2024年11月13日

6. 障害福祉

2

障害福祉（総括）

- 障害福祉サービス等の予算額は直近10年間で倍増（障害児向けサービスは約4倍）。障害福祉サービス等の持続可能性を確保するためには、サービスの質を確保しながら総費用額を抑制する取組が不可欠。
- 需要サイドである利用者に牽制が働きにくく、供給サイドである事業所の増加に応じて総費用額が増加しやすい構造にある中で、①持続可能性の確保等に向けた自治体の取組の促進、②就労継続支援サービスの適正化等、③グループホームにおける総量規制の導入等といった改革を進めるべき。

障害福祉サービスの現状



今後の主な改革の方向性

○ 持続可能性の確保等に向けた自治体の取組

- ・給付適正化や制度の持続可能性確保の観点から踏まえて取り組むべき事項を障害福祉計画において位置づけ、自治体の取組を促すべき
- ・障害福祉データベースの活用による「見える化」を進め、データに基づく障害福祉計画策定に取り組む環境整備を行い、総量規制や意見申出制度の運用に活用すべき

○ 就労継続支援

- ・就労継続支援A型について、①報酬体系における一般就労への移行を加味したメリハリづけや②経営実態調査において勘案されていない可能性がある助成金等の取扱いの明確化
- ・就労継続支援B型の報酬体系における利用時間の勘案
- ・自治体の効率的・実効的な実地指導への見直しや支給決定基準の明文化

○ 共同生活援助（グループホーム）

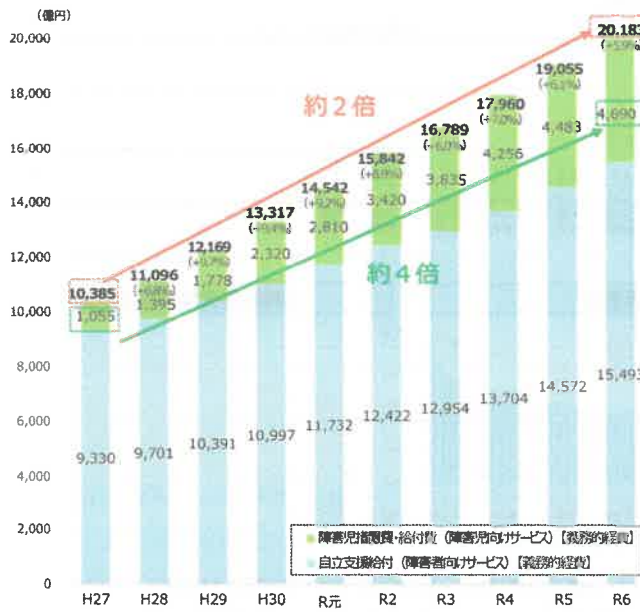
- ・利用者に対するサービスの維持・向上を図る観点からのガイドラインの策定や総量規制の対象化

3

障害福祉サービス等の現状①（予算・利用者数の推移）

- 障害福祉サービス等の予算額は直近10年間で倍増（うち、障害児向けサービスは約4倍に増加）しており、利用者数や事業所数も約2倍弱に増加。
- 障害福祉サービス等予算額の過去10年間平均の伸び率は、社会保障関係費全体に比して約3倍であり、著しく高い伸び。

◆障害福祉サービス等予算額の推移（当初予算）

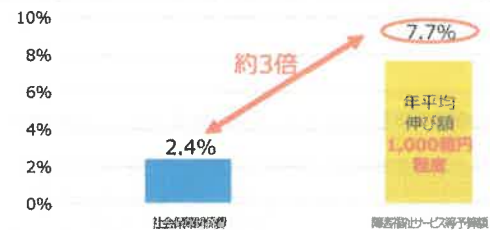


◆障害福祉サービス等の利用者数・事業所数の推移



（出所）国保連データを基に作成。
（注）利用者数・事業所数ともに各年3月時点。複数のサービスを実施している事業所については、それぞれのサービスで事業所数を計上している。

◆社会保障関係費の伸び率との比較（H27年度～R6年度）

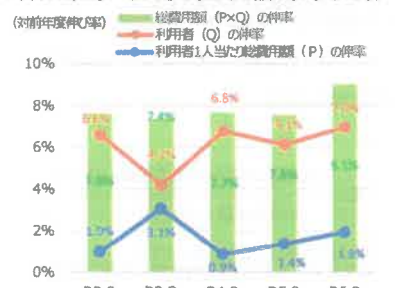


4

障害福祉サービス等の現状②（利用者・事業所数の増加要因）

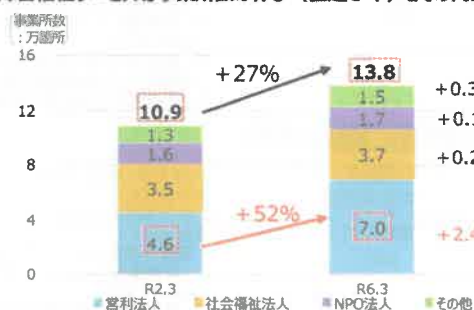
- 総費用額の伸びには、利用者数の増加が大きく寄与。高齢化による影響以上に障害児の伸びが顕著。
- 事業所数の伸びを見ると、近年、大半が営利法人の増加によるものであるが、特に一部のサービス（グループホームなど）では営利法人の参入が急増。
- 原則1割の利用者負担であるが、所得に応じて負担限度額が設定。利用者負担割合は他のサービスと比べても僅少。

◆障害福祉サービス等の総費用額の伸びの分析



（出所）国保連データを基に作成。
（注）総費用額は各年度の年間費用額。利用者数は各年3月の実数。利用者1人当たり総費用額は各年度の月平均の値。

◆障害福祉サービス等事業所数の伸び（直近5年）とその内訳

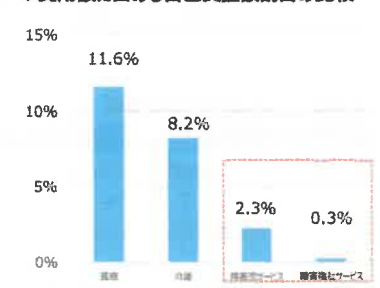


（出所）国保連データを基に作成。
（注）複数のサービスを実施している事業所については、それぞれのサービスで事業所数を計上している。

◆営利法人の事業所数伸び率（直近5年）



◆費用額に占める自己負担割合の比較



（出所）医療は「令和3年度国民医療費の概況」における国民医療費に占める患者負担、介護は「令和3年度介護保険事業状況報告（年報）」における費用額から給付費を控除して自己負担額を算出。障害児サービス及び障害者サービスは「国保連データ」を基に作成。

	H19.11	H20.7	H22.4	R6.3
利用者負担率	4.28%	2.86%	0.37%	0.27%
主な軽減措置	中核所得者の負担軽減	住民税非課税世帯の負担軽減	住民税非課税世帯の負担軽減	住民税非課税世帯の負担軽減

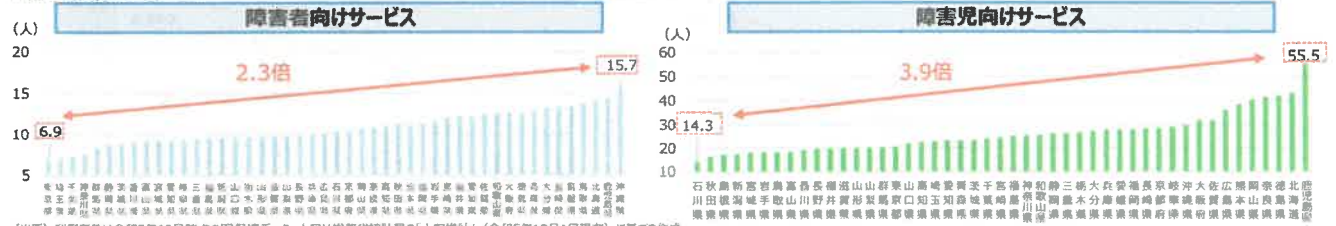
（注）利用者負担率は「障害福祉サービス」の値。

5

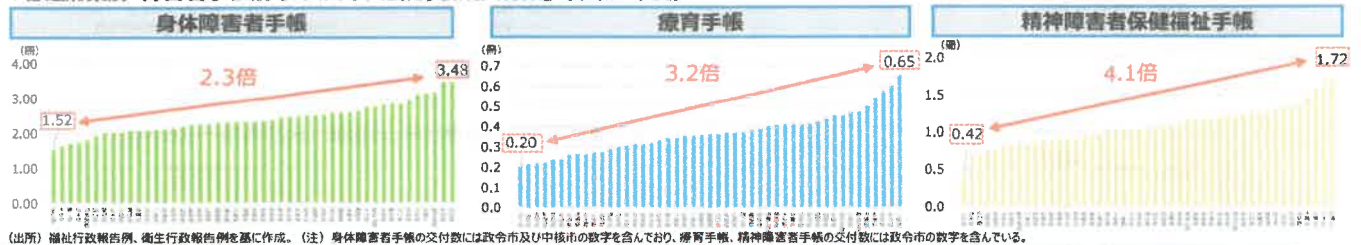
障害福祉サービス等の現状③（地域差）

- 都道府県別に人口当たりの利用者数を比較すると、障害者向けサービスで最大2.3倍、障害児向けサービスで最大3.9倍の地域差が存在。また、障害者手帳についても、都道府県別の人口当たりの新規交付数を比較すると、身体障害者手帳で最大2.3倍、療育手帳で最大3.2倍、精神障害者保健福祉手帳で最大4.1倍の地域差が存在。
- このため、改革工程（令和5年12月22日閣議決定）では、「障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要な障害福祉サービスが公平かつ適正に提供されるよう」諸般の検討を行うこととされている。

◆都道府県別 障害福祉サービス等の「人口千人当たり利用者数」（令和5年10月）



◆都道府県別 障害者手帳別の「人口千人当たり新規交付数」（令和4年度）



◆全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（令和5年12月22日閣議決定）（抄）

- ◆障害福祉サービスの地域差を是正
- ◆障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要な障害福祉サービスが公平かつ適正に提供されるよう、2024年度から創設される、都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを推進するとともに、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討を行う。また、自治体の給付決定について、相談支援の利用を促進し、セルフプランの適正化を図るとともに、国が助言を行うこと等により利用者の状況に応じた適切な給付決定を推進する仕組みを検討する。

6

持続可能性の確保等に向けた自治体の取組①（障害福祉計画）

- 障害福祉サービスは費用に加え不正受給額も増加傾向。医療・介護分野では、費用等の増加を背景に、その適正化の観点から計画の策定を求めた上で、各自治体の取組を促す枠組みが導入されている。他方、障害福祉計画では障害福祉サービス等に関する提供体制の確保に係る目標や必要量の見込み等を記載することとされているが、適正化に係る事項の記載は求められていない。

◆行政処分に伴う給付費の返還請求額の状況



◆医療・介護における計画の事例

	医療	介護
計画名	医療費適正化計画	介護給付適正化計画
策定主体	国・都道府県	都道府県・市町村
根拠法	高齢者の医療の確保に関する法律	介護保険法
策定期間	6年	3年
策定の目的	国民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療に要する費用が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っていくこと	介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスを提供するよう促すことにより、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資する
記載事項（例）	医療の効率的な提供の推進に関し、当該都道府県における医療費適正化の推進のために達成すべき目標に関する事項	介護給付等に要する費用の適正化に関し、取り組むべき事項に関する事項

◆障害者総合支援法（平成十七年法律第百二十三号）（抄）

- （市町村障害福祉計画）
- 第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他のこの法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3～12（略）
- （都道府県障害福祉計画）
- 第八十九条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他のこの法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要量の見込み
 - 三 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
 - 四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3～10（略）

◆改革工程（令和5年12月22日閣議決定）（抄）

- ◆障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現
- ◆障害福祉サービスについて、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様な利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、制度の持続可能性を確保する観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。

【改革の方向性】（案）

- 障害福祉サービスに係る費用や不正が増加する中、他制度の取組も参考としつつ、給付適正化の観点や制度の持続可能性の確保を踏まえて取り組むべき事項を障害福祉計画において位置づける法制上の措置を講じた上で、自治体の取組を促すべき。

7

持続可能性の確保等に向けた自治体の取組②（障害福祉データベース（DB）の活用）

- データの利活用を通じた障害福祉計画の作成等に資することを目的として、令和5年度より障害福祉DBの運用が開始されている。障害福祉計画におけるサービス量の見込みは、総量規制や意見申出制度（都道府県による事業所指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組み）の活用判断の根拠となる。

地域包括ケア「見える化」システム（介護）では地域間の比較を容易に行えるが、障害福祉DBでは自治体ごとかつ調査項目ごとにデータを出力する必要がある。

◆ 地域包括ケア「見える化」システム（介護）



（出所）地域包括ケア「見える化」システムを用いた地域分析

◆ 障害福祉データベースの位置づけ

障害福祉分野において、将来的にサービスの質の更なる向上を図る観点も含め、障害福祉計画の作成、実施及び評価並びに障害者の動向の把握等に資するため、「介護保険総合データベース」に相当するデータベースを整備することが必要である。

（出所）社会保障審議会 障害者部会報告書（令和4年6月）

国は、障害福祉DBの給付費明細情報等と障害支援区分認定データとを連結できる形で国名で収集します。国が収集したデータは各自治体に提供し、各自治体において計画の進捗管理や地域分析等を行い、データの利活用等を通じて障害福祉計画等の作成・見直しに資するものとします。

（出所）障害福祉サービスデータベース本格運用の開始について（令和5年3月29日）

◆ 障害者総合支援法（平成十七年法律第百二十三号）（抄）

（指定障害福祉サービス事業者の指定）

第三十六条（略）

2 就労継続支援その他の主務省令で定める障害福祉サービス（以下この条及び次条第一項において「特定障害福祉サービス」という。）に係る第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。

3・4（略）

5 都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき第一項の申請があった場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域（第八十九条第二項第二号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種別ごとの指定障害福祉サービスの量が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超過すると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第二十九条第一項の指定をしないことができる。

→総量規制

6（略）

7 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、主務省令で定めるところにより、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。 →意見申出制度

【改革の方向性】（案）

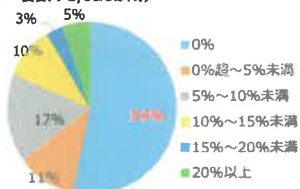
- 障害福祉DBの活用により、他の自治体との比較をより簡便に行うことができるよう「見える化」を進めるとともに、次期障害福祉計画の策定にあたっては、同DBを活用した分析方法を示すなど、自治体がデータに基づく計画策定に取り組むための環境整備を進めるべき。また、こうした取組を通じて得られたデータを、総量規制や意見申出制度の運用に活用していくべき。

8

就労継続支援①（A型）

- 就労継続支援A型（利用者と雇用契約を締結）は一般就労への移行支援が含まれるサービス。しかし、一般就労への移行割合が0%の事業所が半数以上。加えて、一般就労を希望する者の割合が2割未満であることや、サービスの利用申請にあたり一般就労を検討していない自治体の割合が4割強であることを踏まれば、利用者は適切なサービス選択を行うことができていない可能性。
- 就労継続支援A型は、助成金等を目当てにした事業所開設が行われているとの指摘もあるところ、事業活動収入として計上されておらず、経営実態調査において勘案されていない可能性がある助成金等を加味すると収支差が改善。

◆ 一般就労への移行割合（※）（有効回答数：1,028か所）



（出所）財務省「予算執行調査」（令和6年10月公表）
（注）令和5年度中の一般就労への移行人数を事業所の登録人数で割って算出している。

◆ 一般就労への希望割合及び令和5年度における一般就労への移行割合（※）（有効回答数：1,028か所）

一般就労への希望割合 18.7%
一般就労への移行割合 5.1%

（注）全事業所（1,028か所）の一般就労への希望人数及び移行人数の総合計を利用者の総合計で割って算出している。

◆ 市区町村における利用者就労支援新規サービス利用の申請がされた際の一般就労検討状況（有効回答数：1,173か所）

一般就労への移行を検討している 665 (56.7%)
一般就労への移行を検討していない 508 (43.3%)

◆ 就労選択支援サービス（令和7年10月1日施行）の概要

- 障害者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、就労継続支援を利用する意向を有する者を対象に就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援。



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

第5条

14 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（抄）

第194条 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

福祉事業で公費（自立支援給付費、特例金等）という安定した収入があるため、金融機関からの融資を受けやすかった。また、別法人を立ち上げれば、融資を受けやすく、新たな法人で事業所を開設していた。

※特例金は、ハローワーク等の紹介により障害者等を継続して雇用する事業主に対して支給される「特定求職者雇用開発助成金」のこと。

（出所）就労継続支援A型事業所に係る検証報告書（2019年6月 倉敷市）

厚生労働省によると、導入当初から企業が運営する事業所を中心に、給付金や助成金を目当てにろくに事業を行わないケースが横行。閉鎖と開設を繰り返して障害者1人につき数百万円の助成金を不正に得ていた事業者も確認されたという。

（出所）2018年6月22日 読売新聞 障害者雇用事業所「火の車」

◆ 経営実態調査に含まれていない可能性のある助成金等を考慮した

令和5年度の事業活動収支比率（有効回答数：1,028か所）

20.0% 11.9% 13.8%

10.0% 0.0%

助成金等を考慮しない場合 助成金等を考慮した場合

（出所）財務省「予算執行調査」（令和6年10月公表）

【改革の方向性】（案）

- 障害者の方々の雇用の受け皿となっていることにも留意しつつ、次期報酬改定に向けて一般就労への移行をより一層加味したメリハリのある報酬体系となるよう検討すべき。加えて、来年10月施行の就労選択支援サービスの適切な利用がなされるようにすべき。
- 次期報酬改定に向けて、経営実態調査における助成金等の取扱いについて、同調査における記載要領において明示的に示すなど、助成金等が適切に勘案されるようにすべき。

9

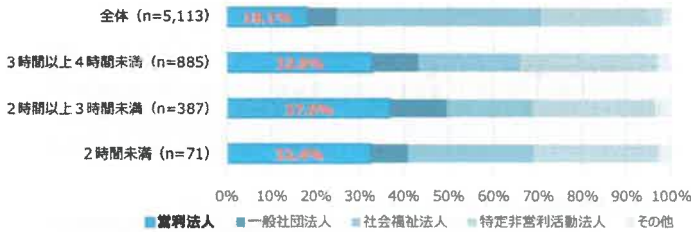
就労継続支援②（B型）

- 就労継続支援B型（利用者と雇用契約を結ばず工賃支払い）について、利用者の平均利用時間と収支差率の関係に着目すると、利用時間が短い4時間未満の事業所における収支差率は、全事業所平均と比較して高くなっており、提供されるサービスに対して報酬が過大となっている可能性がある。
- また、①利用時間が4時間未満の事業所における営利法人の割合が高くなっている、②報酬体系別に区分すると参加型の収支差率は工賃型と比較して高くなっており、参加型のうち営利法人に限ると参加型全体の平均の2倍超となっている。

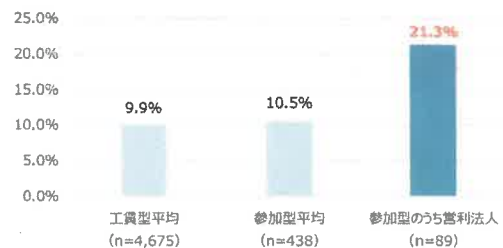
◆就労継続支援B型事業所のうち、利用者の平均利用時間別の事業活動収支差率（有効回答数：5,113か所）



◆平均利用時間別の事業運営主体（有効回答数：5,113か所）



◆報酬体系別の事業活動収支差率（有効回答数：5,113か所）



（出所）財務省「予算執行調査」（令和6年10月公表）

（注）利用者の就労や生産活動等への参加等をもって一律に評価する報酬体系を「参加型」と、平均工賃月額に応じた報酬体系を「工賃型」と表記している。

【改革の方向性】（案）

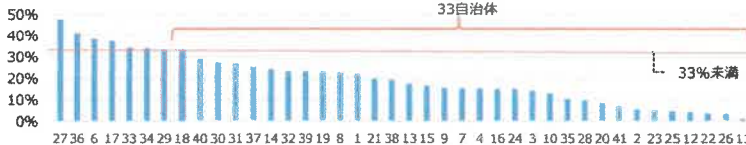
- 就労継続支援B型の報酬体系について、次期報酬改定に向けて、利用者の平均利用時間をよりきめ細やかに勘案する報酬体系への見直しを検討すべき。その際、特に参加型の収支差率が高くなっていることにも留意すべき。

10

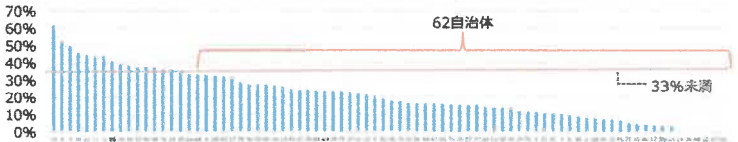
就労継続支援③（自治体における実地指導等）

- 適切なサービス提供を担保する観点から、自治体（都道府県等）は事業者に対する実地指導（運営指導）を概ね3年に1度実施するよう求められているが、就労継続支援について実施割合を見ると、33%（＝3年に1度）に満たない自治体が都道府県では80%超、政令指定都市・中核市では70%超存在。
- 就労継続支援に関する地域差（3.8倍）を見ると、障害者向けサービス全体の地域差（2.3倍）よりも大きくなっている。こうした中、市区町村における就労系サービスの支給決定について明文化した基準等が存在しないと回答した自治体が6割超にのぼる。

◆就労継続支援での都道府県の実地指導割合（有効回答数：41か所）



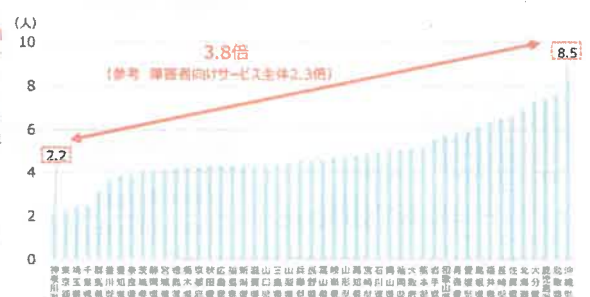
◆就労継続支援での政令指定都市及び中核市の実地指導割合（有効回答数：80か所）



（出所）財務省「予算執行調査」（令和6年10月公表）

（注）令和5年度に実施した実地指導件数を令和6年3月31日現在稼働している事業所数で除して機械的に算出している。便宜上、自治体名に番号を振って記している。

◆都道府県別 就労継続支援の「人口千人当たり利用者数」（令和5年10月）



（出所）利用者数は令和5年10月時点の国保連データ、人口は総務省統計局の「人口推計」（令和5年10月1日現在）に基づき作成。

◆就労系サービスに関する市区町村の支給決定基準等の策定状況（有効回答数：1,173か所）

明文化した基準等があり、要綱等の形式で公表している。	131 (11.2%)
明文化した基準等があるが、部内限りのもので、公表していない。	280 (23.9%)
明文化した基準等はないが、支給決定に当たって担当係内での考え方があり。	511 (43.6%)
明文化した基準等はなく、個々の担当による判断としている。	251 (21.4%)

（出所）財務省「予算執行調査」（令和6年10月公表）

【改革の方向性】（案）

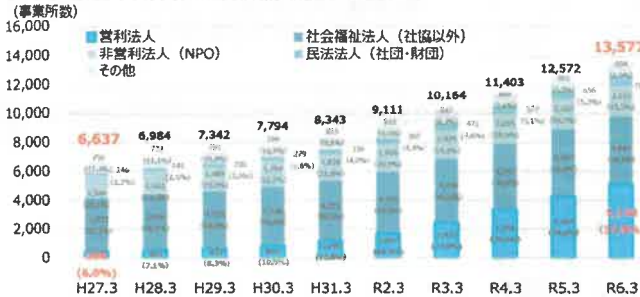
- 効率的・実効的な実地指導を行う観点から、より重点的に実地指導を行うべき事業所を都道府県等が選定するための基準について具体化するなど、実地指導のあり方を見直すべき。また、就労系サービスに関する支給決定の基準について、地域差の是正の観点からも、支給決定基準を設けるなど、その基準を明文化すべき。

11

グループホーム（共同生活援助）

○ グループホーム（GH）について、入所施設からの地域移行を進めるといった政策的要請の中、営利法人の増加を中心に事業所数は10年で2倍に急増。GHによる虐待件数の増加や連座制の適用を受ける事業も発生しており、サービスの質について自治体からも懸念の声があがっている。こうした中、サービスの質の向上に向けた取組やサービスを公平かつ適正に行う観点からの総量規制の検討の方針が示されている。

◆ グループホームの事業所数の推移と運営主体の内訳



(出所) 国保連データを基に作成。

◆ 障害者の虐待判断件数とグループホームが占める割合



(出所) 厚生労働省「障害者虐待防止状況調査」(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待)

◆ 株式会社等の不正行為等への対応について

障害者グループホーム等を運営する株式会社等について、本日、愛知県及び名古屋市において、同社の運営するグループホーム事業所（5事業所）の指定取消処分が行われました。厚生労働省においては、当該指定取消処分の理由である食料費の過大徴収について、株式会社等の本社等による組織的な関与が認められることから、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）に基づくいわゆる連座制を適用することとし、本日その旨を、同社及び関係自治体に通知しました。

(※) 障害者総合支援法における、いわゆる連座制とは、一事業所等の指定取消において、当該障害福祉サービス事業者の取消の理由となった事実について、組織的な関与が認められた場合は、その障害福祉サービス事業者の同一サービス等類型内の他事業所等の指定又は更新の拒否につながる仕組みをいう。
(出所) 厚生労働省HPより抜粋

◆ グループホームに関する地方自治体の声

・GHの事業所自体も他分野からの参入と競争拡大、支援の質の低下が目立ちます。障害分野の基礎知識は全くない方も多く、障害特性に合わない支援や現場のスタッフが短期間での異動を繰り返す場合もあります。
・総量規制ができないため、事業所指定基準を満たせば指定せざるを得ないため支援スキルの低いグループホームが増えていることが懸念される。
(出所) 「グループホームの運営及び支援内容等の実態把握のための調査」(令和4年3月)

◆ 共同生活援助における支援の質の確保について

● 共同生活援助における障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について、令和6年度以降検討する。

◆ 障害福祉サービスの地域差の是正について

● 障害福祉サービスの地域差を是正し、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要なサービスが公平かつ適正に提供されるよう、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討する。
(出所) 厚生労働省障害保健福祉部 障害福祉サービス等指針策定検討チーム(令和6年2月6日)資料

処遇改善加算等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁 支援局 障害児支援課

障害福祉人材確保・職場環境改善等事業の交付率について

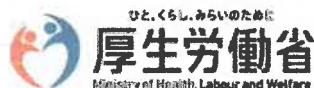
- 現行の福祉・介護職員等処遇改善加算等と同様、障害福祉サービス等種類ごとに、福祉・介護職員数に応じて設定された一律の交付率を障害福祉サービス等報酬に乘じる形で各事業者へ交付。福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり54,000円に相当する額。
- 過誤調整等の影響を避ける観点から、原則として、令和6年12月（1月審査）分のサービスに交付率を乗じる。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができる。（令和7年4月以降の新規事業所は対象外）

サービス区分	交付率	サービス区分	交付率
・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援	12.7%	・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援A型 ・ 就労継続支援B型 ・ 就労定着支援 ・ 自立生活援助	5.5%
・ 生活介護	7.2%	・ 共同生活援助（介護サービス包括型） ・ 共同生活援助（日中サービス支援型） ・ 共同生活援助（外部サービス利用型）	9.4%
・ 施設入所支援 ・ 短期入所 ・ 療養介護	13.6%	・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援	9.6%
・ 自立訓練（機能訓練） ・ 自立訓練（生活訓練）	7.9%	・ 福祉型障害児入所施設 ・ 医療型障害児入所施設	16.6%

※ 地域相談支援、計画相談支援、地域定着支援、障害児相談支援は交付対象外。

※ 対象サービスごとに福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。

2



こどもまんが
こども家庭庁

社会保障審議会障害者部会（第145回）・
こども家庭審議会障害児支援部会（第10回）

R7.1.30

資料1

障害福祉分野における運営指導・監査の強化（案）について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁 支援局 障害児支援課

障害福祉分野における運営指導・監査の強化（案）について（概要）

- ・障害福祉サービス等については、事業所数（特に営利法人が運営する事業所数）が急増している中、今般の株式会社恵の事案のように、多くの利用者、広範囲にわたり、影響があるような処分事例も発生している。
- ・障害のある方々が安心して質の確保されたサービスを利用するためには、運営指導・監査の強化が必要であるため、以下の検討を進める。

現状

（都道府県等が実施する運営指導・監査について）

- **都道府県等が実施する事業所に対する運営指導の実施率が低い。**
※指針において、おおむね3年に1回の実施を求めている
※全国平均**16.5%**（最高48.8%、最低1.0%）
- **介護保険分野のように運営指導・監査マニュアルや処分基準の考え方の例は作成されていない。**
※指定都市市長会より、全国標準の基本的な考え方を示してほしいとの要望あり（令和6年12月）
- **都道府県等の職員向けの研修が効果的に行われていない。**
※参加率が低い（67.4%）
※オンライン講義のみ、例年1月頃に実施

（大規模な法人に対する業務管理体制の検査について）

- **大規模な運営法人に対する業務管理体制の検査が十分に行えていない。**
※2以上の都道府県にまたがる法人（約920法人）に対する検査は国が行う。現在は年間30法人程度の実地検査を行っている。
- **事業者向けの研修が効果的に行われていない。**
※参加率が低い（36.4%）
※オンライン講義のみ、例年1月頃に実施

見直しの方向性

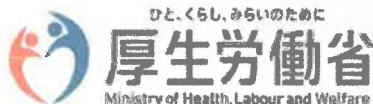
（都道府県等が実施する運営指導・監査について）

- **運営指導の実施を重点化する。**
・特に営利法人が運営する事業所数が急増しているサービス類型については、**3年に1回（実施率約33%）以上の頻度で行う。**
※就労A、就労B、GH、児童発達支援、放課後等デイ
- **令和7年度中に障害福祉分野の運営指導・監査マニュアル、処分基準の考え方の例を作成する。**
- **研修の実施方法を見直す。**
・オンライン講義のみならず**実地報告やグループワークを取り入れる。**
・年度初期の実施とし、参加率を向上させる。

（大規模な法人に対する業務管理体制の検査について）

- **大規模な運営法人に対する検査を強化する。**
・6年に1回程度（年間150法人程度に対して）書面検査を導入
・100事業所以上の法人（24法人）は3年に1回の実地検査を行う。その際、法人のみならず事業所に対しても実地検査を行う。
- **研修の実施方法を見直す。**
・オンライン講義のみならず**実地報告を取り入れる。**
・年度初期の実施とし、参加率を向上させる。

1



社会保障審議会障害者部会（第145回）・
こども家庭審議会障害児支援部会（第10回）

R7.1.30

資料5

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁 支援局 障害児支援課

・2040年に向けて、人口減少のスピードが地域によって異なる中、予防・健康づくり、人材確保・定着、デジタル活用等を通じて、地域包括ケアを維持した上で、**地域別のサービス提供モデルや支援体制を構築する必要がある**。また、地域の状況によっては、事業者間の連携等を通じ、人材確保を図りながら将来の状況をみこした経営を行うことにより、サービス提供を維持していく必要がある。

・上記を踏まえ、2040年に向けたサービス提供体制等のあり方について検討を行うため、本検討会を開催。具体的な議論の進め方としては、まずは高齢者に係る施策を検討した上で、その検討結果を踏まえ、他の福祉サービスも含めた共通の課題についても検討を行う（※）。

※老健局長が参集する検討会。事務局は老健局（社会・援護局、障害保健福祉部、こども家庭庁が協力）。

【主な課題と論点】

・人口減少スピード（高齢者人口の変化）の地域差が顕著となる中、サービス需要の変化に応じたサービスモデルの構築や支援体制

	地域の状況	検討の方向性
① 中山間・人口減少地域	既にサービス需要減の地域あり	需要減に応じた計画的なサービス基盤確保
② 都市部	サービス需要急増（2040以降も増加）	需要急増に備えた新たな形態のサービス
③ ①②以外の地域（一般市等）	当面サービス需要増・減少に転じる	現行の提供体制を前提に需要増減に応じたサービス基盤確保

・介護人材確保・定着、テクノロジー活用等による生産性向上
 ・雇用管理・職場環境改善など経営への支援
 ・介護予防・健康づくり、地域包括ケアと医療介護連携、認知症ケア

【スケジュール】

・第1回は1月9日に開催。その後ヒアリングを行いつつ議論し、春頃に中間まとめ（高齢者関係）
 ・中間まとめ以降、他の福祉サービスも含めた共通の課題について検討し、夏を目途にとりまとめ

※自治体等で先行的な取組みを進め、その状況報告を随時していただき、議論の参考に資するようとする

障害者虐待事例への対応状況調査結果等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室

2. 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・令和5年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は5,618件であり、令和4年度から1,514件(36.9%)増加。
- ・令和5年度の虐待判断件数は1,194件であり、令和4年度から238件(24.9%)増加。
- ・令和5年度の被虐待者数は2,356人であり、令和4年度から1,004人(74.3%)増加。

障害者福祉施設従事者等	平成							令和				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356

*被虐待者が特定できなかった事例を除く

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待



※ 平成24年度は下半期のみデータ

令和5年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



居住支援に関する提言について

居住支援の在り方に関する提言（案）

はじめに

昨年の障害福祉サービス報酬改定においては、障害者権利条約対日審査総括所見への対応も含めた議論が行われ、障害者支援施設からの地域移行の方向性がこれまで以上に強く示されました。

地域移行は本人の「誰とどこで住みたいか」という意思を実現するという「目的」を達成するための様々な「手段」の中の一つであり、施設か地域かといったような両者を相対する捉え方ではなく、あくまでも施設入所支援もグループホームも自宅等での生活も、暮らし方の選択肢の一つとして捉えるべきであると考えます。

そのためには意思決定支援の取り組みをさらに促進することに加え、施設入所支援およびグループホームが地域における暮らしのよりよい選択肢となるよう、障害福祉サービス事業者が自ら現状及び課題を整理し、受け止め、自らその解決に向けた提案を示すことが必要と考えます。

当協会では令和3年6月21日に開催された社会保障審議会障害者部会で示された「障害者総合支援法等の見直しについて」の論点の中に居住支援として障害者支援施設に関する言及がなかったこと、また居住支援については横断的、包括的に検討する必要性があると考えました。そこで、地域での暮らし全般の支援のあるべき姿を未来志向で整理し、内外に発信することを目的として、令和3年に「これからの居住支援及び居住支援に関連する各種支援の在り方について」をまとめました。

来年度より、国において障害者支援施設、グループホームについて議論されることを鑑み、居住支援についてさらに具体的な提言としてまとめました。

令和7年3月13日
公益財団法人日本知的障害者福祉協会
政策委員会

居住支援に関する基本的な考え方

1. 本人の意思が尊重される意思決定支援に基づくサービスの選択の推進

サービスの選択にあっては、権利擁護の観点から、特に知的障害のある人については、障害支援区分に加え、どこでどのように暮らしたいのかという意思決定について、本人の意思が形成される支援、意思を表出する支援が行われる体制が必要である。

2. 障害の状況や年齢に関係なく、誰もが安心して暮らせる支援体制の構築

障害の状況や年齢など、様々な状況・環境にある誰もが安心して暮らすことができるメニューや支援体制、住環境が必要である。

3. 相談、在宅、社会生活も含めた包括的な暮らしの支援体制の推進

暮らしを支えるにあっては、居住に関する支援だけでなく、本人を支える様々な支援を包括的に提供できる体制、ネットワークの構築が必要である。

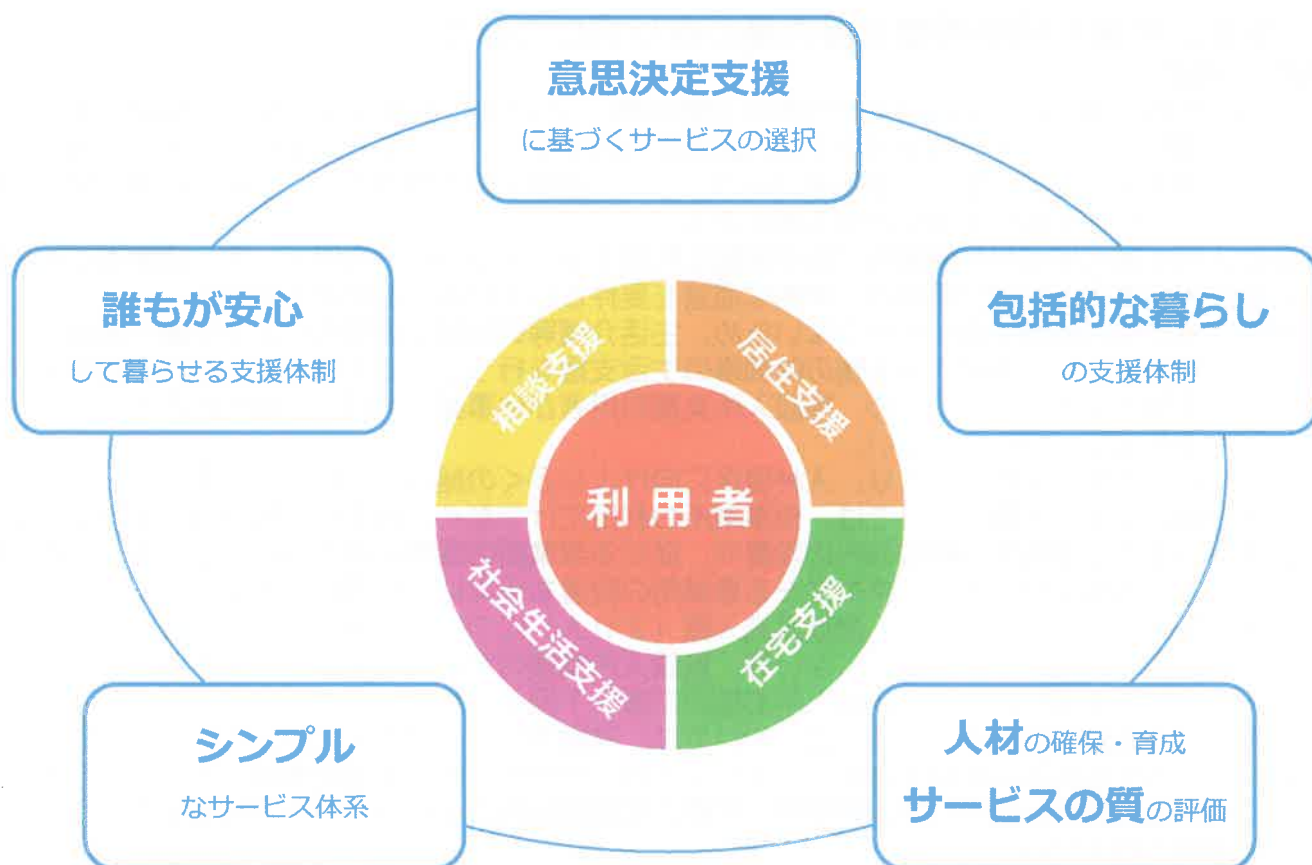
4. 本人にとって分かりやすいシンプルなサービス体系の整理

実際にサービスを利用する人にとって、機能などが類似するサービスを統合するなど、本人が分かりやすいシンプルなサービス体系に整理するとともに、安定した事業運営が可能となる制度設計の構築が必要である。

5. 専門性の高い人材の確保・育成とサービスの質の評価の仕組みの構築

持続可能な制度とするためには、安定したサービス提供に向けた人材の確保と、サービスの質の向上に向けた人材の育成、サービスの質の評価の仕組みが必要である。

居住支援に関する基本的な考え方のイメージ



障害者支援施設の在り方についての提言

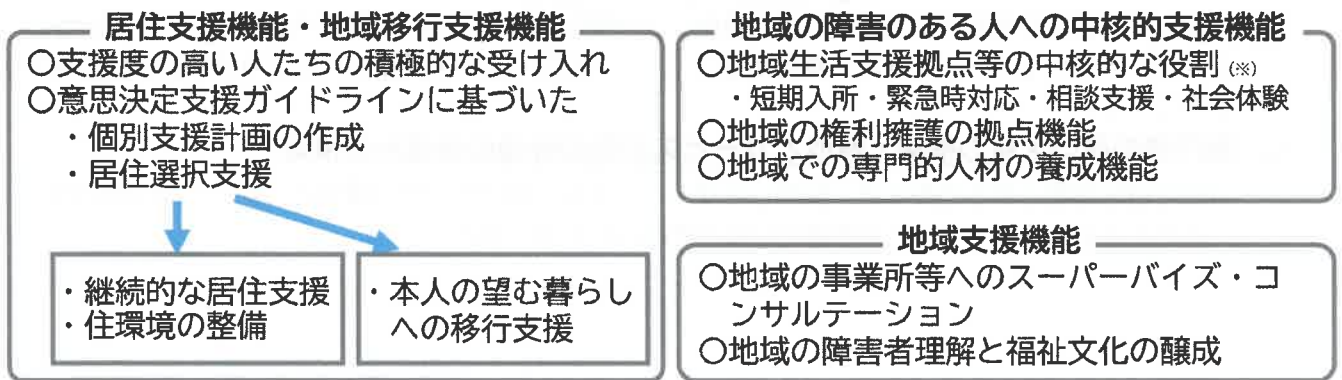
1. 第一種社会福祉事業としての障害者支援施設の在り方について

【現状と課題】

- ・第一種社会福祉事業である障害者支援施設はこれまで特に支援度の高い利用者の受け入れ及び支援等において、大きな役割を果たしてきたが、支援度の高い人でも障害者支援施設以外での暮らしを推進する施策が進められ、グループホーム等でも支援度の高い人たちの暮らしを支援する体制が整ってきている。このような背景にあって、改めて今の時代に求められる第一種社会福祉事業としての障害者支援施設のあり方を明確にすることが求められる。

【提 言】

- ①共生社会の実現を目指す今日においては、まちづくりの一端を担うことが期待される社会福祉法人が運営する障害者支援施設は、第一種社会福祉事業として、居住支援機能だけでなく地域の福祉施策推進の中核的役割として、下記の機能を有することを明確にすべきである。



※法人内他事業所との連携 による実施も含む

障害者支援施設の在り方についての提言

2. 住まいの場と日中活動支援の場の在り方について

【現状と課題】

- ・障害者支援施設に暮らす利用者の日中の活動の場については、施設入所支援と一体的に運営される同一建物もしくは同一敷地内の生活介護等を利用するケースが多くを占めているのが現状であるが、意思決定支援に基づく選択肢の一つとして、昼夜分離の観点から、住まいの場と異なる場所でのサービス提供の推進を求める声がある。
- ・施設入所支援利用者が他事業所の日中活動を利用することが少ない背景として、障害者支援施設は施設入所支援と生活介護等の一体的な運営を要件としていることが考えられる。
- ・施設入所支援の報酬単価が十分でないため、生活介護等の時間帯の職員による早番や遅番などのシフト勤務により、施設入所支援の時間帯の生活支援を行うことで夜間の支援及び経営が成り立っている現状がある。そのため、施設入所支援利用者が他事業所の日中活動を利用すると、支援体制や事業運営が維持できない。
- ・夜勤職員の確保に苦慮しており、人材確保に向けより多くの給与の支払いが必要となっている。
- ・昼夜分離の促進の手段については、他事業所の利用だけでなく、障害者支援施設が実施する生活介護等の主たる事業所の敷地外への設置や、従たる事業所の活用も考えられるが、多くは同一敷地内に主たる事業所があり、また従たる事業所の設置も少ないのが現状である。
- ・生活介護等の定員についても、最低実施人数（20人）についてのみ規程されており、施設入所支援の定員を上回らなければならない等、施設入所支援の定員との関係性に関する規程はないが、実態として日中活動の定員が施設入所支援の定員を下回る障害者支援施設は見当たらない。
- ・障害者支援施設が実施する生活介護においては、夜勤等日中の時間帯以外および土日に勤務する職員も生活支援員等の常勤換算数に含まれるため、体制届上同じ職員配置数でありながら通所型の生活介護事業所と比べ日中の時間帯の実際の配置職員数が少ないという不均衡が生じていることも指摘されている。

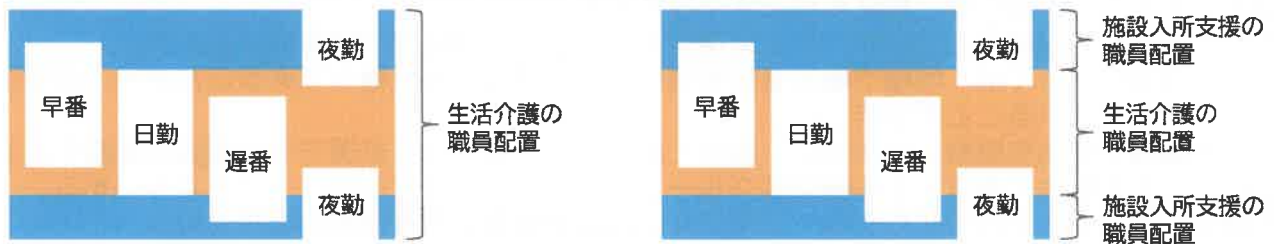
障害者支援施設の在り方についての提言

2. 住まいの場と日中活動支援の在り方について

【提言】

- ①日中活動の場の選択肢として、従たる事業所の設置推進とともに、主たる事業所についても施設入所支援の敷地外に設置することを希望する場合はこれを積極的に認めるべきである。
- ②主たる事業所の敷地外設置や従たる事業所の設置を推進するため、複数の建物による運営は同一建物による運営と比べて経費が多く掛かることから、施設入所支援利用者が従たる事業所や敷地外の主たる事業所に通所する場合であっても、運営が十分担保される報酬設定とすべきである。
- ③事業者が望む場合であって、利用者の日中活動の場が確実に保証される場合には、他事業所の利用を推進する観点から日中活動支援の定員が施設入所支援を下回ることも認めるべきである。
- ④障害者支援施設が行う生活介護については、常勤換算数の算定（日中の時間帯に実際に配置している職員数【下図】）や各種加算など、通所系の生活介護と諸条件を揃えとともに、施設入所支援単独で事業が成り立つ職員配置基準及び報酬設定とするべきである。
また現在施設入所支援の報酬に組み込まれている土日の日中の生活支援についても、昼夜を明確化する観点から、土日の日中の支援を別に基本報酬として設定するべきである。
尚、上記の導入にあたっては一定期間の経過措置を設けるべきである。

（障害者支援施設の施設入所支援と生活介護の職員配置の考え方のイメージ）



障害者支援施設の在り方についての提言

3. 個室化・生活単位の小規模化について

【現状と課題】

- ・現状において多床室を有する障害者支援施設が多く存在していることから、個室化や生活単位の小規模化など、障害者支援施設における生活環境の向上が求められる。

【提言】

- ①新設・建て替え・大規模修繕を行う場合には、ニーズがある場合を除き原則個室化とするとともに、生活単位の小規模化を推奨し、施設整備費補助の優先的採択および補助基準額の増額、小規模の生活単位における生活支援員等の配置基準の設定と基本報酬の増額等を行うべきである。
- ②個室化・生活単位の小規模化に関する規模（入所定員）、人員配置、設備、加算単位等については、既に制度化されている障害児入所施設における小規模グループケアの仕組みを参考にするとともに、同制度の現状を勘案して設定すべきである。
- ③障害者支援施設の小規模化、生活環境の向上を目的として、サテライト施設を創設すべきである。
 - ・規模等については、②に準ずる。
 - ・一定期間継続後「引き続きサテライト施設として運営」「グループホームに転換」を選択できるなど、柔軟な対応ができるようにすべきである。



グループホームの在り方についての提言

1. グループホームの類型・給付・職員配置・施設整備等について

【現状と課題】

- ・共同生活援助は既に重度・高齢の人たちも多く利用されており、今後さらにその役割を期待されるサービスが、その支援内容と、訓練等給付の位置づけや世話人という職種名から連想される業務内容のイメージに相違がある。
- ・職員は世話人・生活支援員・夜間支援従事者を置くこととなっているが、1人の職員が兼務して包括的な支援を行っている場合も多く、現場の実態と乖離している。またそれぞれの職種の配置数、新たに設けられた人員配置体制加算がそれぞれ別々の算定方法となっているため、必要な職員数の計算が極めて複雑になっている。
- ・今般の報酬改定において、介護サービス包括型は1日目から日中支援加算を算定できることとなり、定員や短期入所の要件を除き、実態として日中サービス支援型とあまり違いがない。
- ・複数類型を一体的に運営する場合でも、類型ごとに指定を受けるため、事務が非合理的である。
- ・重度・高齢の人が利用する場合は、建築面積が広くなることや、特殊機器の設置等により建築費が高額になっている。

【提言】

仕組みの簡素化による業務効率の向上を図ることで、支援の質の向上と人材不足の解消に向けた一助となるよう、下記の通り制度を見直すべきである。

- ①介護サービス包括型と日中サービス支援型を統合し、介護給付の位置づけとする。
尚、統合にあっては、地域や事業者の実情によって運営形態が様々であることから、柔軟な運営形態が認められることが望ましい。
- ②配置職種を生活支援員に一本化し、重度・高齢の方々も十分に支援できる職員配置基準とする。
- ③複数類型を併せて運営する多機能型グループホームとして指定を受けられるようにする。
- ④重度・高齢の人が利用するグループホームの施設整備費補助基準額の増額を行う

グループホームの在り方についての提言

2. グループホームの質の担保について

【現状と課題】

- ・グループホームの支援の質について多くの課題が指摘されているが、その要因として、
 - スキルや経験のない事業者の参入が増加している。
 - 福祉サービス第三者評価の受審が極めて少ない。また評価機関も地域によっては不足している。
 - 日中サービス支援型については、協議会等にてサービスの質を評価する仕組みがあるが、あくまでも評価・意見具申にとどまり、強制力がない。
また、質の問題については日中サービス支援型に限ったことではないが、上記の対象となっているのは日中サービス支援型のみとなっている。
 - 日中サービス支援型は、本来高齢化や病気など、日中活動サービスを利用することが困難な人への日中生活支援を行うことを目的として創設されたが、若く健康で他の日中活動サービスを利用することが望ましい利用者に対しても昼間ホームで過ごすことを条件に、利用契約を行っているなど、ホームが利用者を抱え込んでいるケースも散見される。
 - 指定制度上は要件を満たしていれば指定を受けられるが、裏付けの確認が弱い場合があり、架空の職員の配置などが行われ、結果として基準より少ない人数での支援になっている場合がある。
 - 行政による指導監査・実地指導等の体制が事業所の急激な増加に追い付いていない。
などが考えられる
- ・令和6年度報酬改定により、令和7年度から「地域連携推進会議」の設置が義務付けられ、支援の質について一定の効果が期待されるが、介護保険制度の課題と同様に形骸化する懸念もある。
- ・令和6年度報酬改定において総量規制について検討することが示されたが、いまだ居住支援の資源は全国的に過不足状況について地域差が見られることに加え、国が示す障害者支援施設や病院からの地域移行を推進するためには、その受け皿としてグループホームが果たす役割は大きい。

グループホームの在り方についての提言

2. グループホームの質の担保について

【提 言】

①事業所指定の指定強化について

- ・事業所指定について以下の内容を要件として加えるべきである。
 - 代表者および管理者は障害者支援の経験を有することを原則とし、経験がない場合は全国社会福祉協議会が実施する社会福祉施設長資格認定講習の受講や、介護保険の仕組みに準じた施設研修を実施するなど、一定の研修を受講することを要件とすること。
 - サービス管理責任者は、一定期間の居住系以外のサービス管理責任者の職務経験を有すること。
 - 協議会等による聞き取りにおいて、協議会等の見解を添付させ、指定の参考とすること。
- ・総量規制については、全国一律に行うのではなく、市町村は障害福祉計画策定の際に必要な数についてニーズ調査を行った上で、算出した必要数に基づき指定を行うべきである。

②支給決定の手続きについて

- ・本会としては介護サービス包括型と日中サービス支援型の統合を提言しているが、統合されない場合においては、日中サービス支援型の利用について、経常的に日中ホームで暮らすことについては、本人の希望に基づきサービス等利用計画に記載の上で支給決定するなど、本人の意思に反して日中ホームで過ごすことがないよう運用上の取り扱いを定めるべきである。

③事業開始後の支援の質の評価について

- ・協議会等の評価については可能な限り全類型を対象とすべきである。
- ・地域連携推進会議の委員の人選については、指定権者が必要と判断した場合は、指定権者が推薦するグループホームの運営に見識のある者を複数名委員とすることを義務付けるべきである。
- ・上記見識のある者の人選として、指定権者は本会の各地方会等に協力を求めるなど、関連団体と連携体制を図るべきである。
- ・地域連携推進会議が質の向上に寄与するよう、引き続き在り方について議論すべきである。

終わりに

障害のある人たちが地域で暮らすにあたっては、住まいの支援である「居住支援」のみで成立するものではなく、自宅等での介助や緊急時の支援などの「在宅支援」、日中活動支援や就労支援、移動支援などの「社会生活支援」、困ったときの相談や、関係機関の調整等を行う「相談支援」、これらを包括的に支える体制をもって初めて「暮らしの支援」と言えると考えます。

我が国は人口減少社会に入り、この20年で生産年齢人口(担い手)が急激に減少していく社会構造に変化していくことになり、これまでの種別対応では対応しきれない地域が出てくるものと思われます。人材確保や人材育成の観点からも地域において包括的かつ横断的な対応が求められる時代に入ってくるものと思われます。

これからの社会福祉法人としての役割は、地域共生社会の実現に向け、法人が公益財としての認識のもと、福祉の取組実践を重ね、地域の関係機関と連携して「地域の福祉課題」に対応していくことではないかと考えます。特に重要な点として、社会福祉法人が自律的にこれらの課題を認識して中核的な役割を発揮していく事が何より重要であると考えております。

本提言書は「居住支援」に特化した内容となっていますが、今後は長期的な視点に立った包括的な地域での「暮らしの支援」含む、障害者支援の在り方について検討していくこととしております。

今後も障害のある人たちの一人ひとりの「想い」を大切に、地域の中で自分らしく暮らすことのできる社会の実現に向けて活動してまいります。

